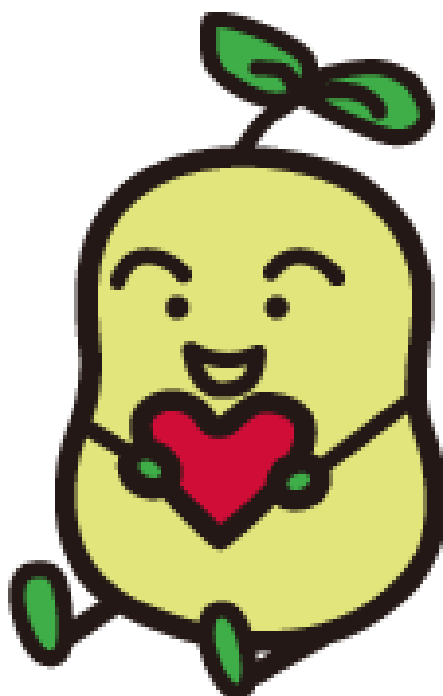


令和8年度
杉並区社会福祉協議会

子ども支援活動費助成

募集要項

育てよう、地域の力で。
子どもたちの笑顔のために。



杉並社協のマスコットキャラクター
「うえるくん」

令和8年度 子ども支援活動費助成 募集要項

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

1. 助成の目的

すべての子どもたちが健やかに育つことを目的に、子どもの福祉向上に資する活動の主催団体に助成金を交付します。

2. 助成対象団体

次の要件すべてに該当する団体

- (1) 杉並区内で過去1年以内に対象事業の活動実績があること。
- (2) 団体の会則及び代表者を定めていること。
- (3) 団体の予算書及び決算書が確認できること。
- (4) 活動計画書及び活動報告書を提示できること。

3. 助成対象活動

杉並区内で実施される、次のいずれかの活動

- (1) 子ども食堂等、子どもの居場所に関する非営利活動
- (2) 子どもの学習支援に資する非営利活動
- (3) その他、子どもの貧困対策に資する非営利活動

4. 助成対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間における活動を実施するため次に掲げる経費

項目	対象経費
旅費交通費	ボランティアに支払われる交通費（スタッフのための交通費は除く）
食材料費	子ども食堂で提供される食事の材料費
消耗器具備品費	食器、調理器具、収納用品、日用品、文具、事務用品等
印刷製本費	テキストの印刷製本、チラシ等の印刷製本等
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代
通信運搬費	電話代、郵送費、配送料
保険料	賠償責任保険料、傷害保険料
賃借料	家賃、会場使用料、リース料

※助成対象事業のみに使用されていることが明確であるものか、または明確な根拠をもって算出された助成対象事業分の金額に限ります。

※公的補助や他の民間助成団体から受けた助成により支出できるものを除きます。

※申請可能回数は1会計年度につき、1回までです。

5. 助成金額

1団体につき100,000円を上限とします（令和8年度助成総額 3,000,000円上限）。

6. 申請方法

所定の「令和8年度 子ども支援活動費助成 申請書」に必要事項を記入し、次の添付書類を添えて予約の上、社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 経営管理課 管理係までお持ちください（郵送では受け付けません）。

＜添付書類＞

- (1) 「令和8年度 子ども支援活動費助成 事業計画書」（所定様式）
- (2) 会則
- (3) 活動者名簿（代表者が明記されていること）
- (4) 予算書（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のもので、助成対象事業のみの収支を表すもの）
- (5) 団体の活動概要がわかるもの（決算書、事業報告書、パンフレットなど）

7. 申請受付期間

令和8年11月2日（月）午前9時から令和8年11月30日（月）午後5時まで

※受付時間：（祝日を除く）月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

8. 助成交付の決定

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会が設置する「子ども支援活動費助成 審査会」において審査を行います。審査の結果、交付と決定したときは「交付決定通知書」および「助成金交付請求書」を申請者に送付します（12月上旬予定）。なお、助成金額を減額して決定する場合があります。

また、不交付と決定したときは「不交付決定通知書」申請者に送付します（12月上旬予定）。

9. 助成金の交付

「助成金交付請求書」を提出した団体の指定する口座に、助成金を振り込みます（12月下旬予定）。

10. 助成金交付決定の取消し

助成団体が次のいずれかに該当したときは、助成金交付の決定の全部もしくは一部を取消す場合があります。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象経費以外に使用したとき。
- (3) 提出書類に偽りがあったとき。
- (4) 助成金の請求がないとき。
- (5) 助成事業が適切に遂行されていないとき。
- (6) 助成団体の責めに帰さない理由により、支援活動の継続が困難になったとき。
- (7) その他、必要書類の提出などの求めに応じないとき。

11. 助成金返還の請求

前項「10. 助成金交付決定の取消し」により助成金交付の決定を取消した場合、既に交付した助成金があれば、助成金の返還を助成団体へ請求します。(ただし、前項の(6)による取消しの場合は除きます。)

12. 助成対象事業の報告

所定の様式により、事業終了後30日以内(通年事業の場合は翌年度4月10日まで)に助成対象事業の報告(収支報告を含む)をしていただきます。その際、領収書など事実が確認できる書類の提出を求める場合もあります。

助成金に残金がある場合、残金の返納請求を助成団体へ通知します。

13. その他

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受け付けません。
- (2) 選考上必要な場合は、追加資料等の提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください。
- (3) 申込書等に記載されている個人情報は、本助成事業の選考に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用致しません。
- (4) 応募に際して提出いただいた書類は返却できません。
- (5) 助成が決定した団体名は、本会ホームページ等に公表させていただきます。

以 上

【申請先・問合せ】

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 経営管理課 管理係

住 所 〒167-0032 東京都杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 2 階

電 話 03-5347-1010

F A X 03-5347-2061

営業時間 (祝日を除く) 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時00分